

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月24日
【会社名】	日本インター株式会社
【英訳名】	Nihon Inter Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江坂文秀
【本店の所在の場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463(84)8015
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 沖雅直
【最寄りの連絡場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463(84)8015
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 沖雅直
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,500,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年12月24日開催の当社臨時株主総会において、第三者割当による普通株式の発行、取締役及び監査役の選任並びに関連する定款変更に関する各議案が承認されたこと、並びに、同日、臨時報告書を提出したことに伴い、平成22年11月1日に提出した有価証券届出書、同月9日に提出した有価証券届出書の訂正届出書及び同月12日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(2) 割当予定先の選定理由

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

6 大規模な第三者割当の必要性

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

第三部 追完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は____線を付して表示しております。

第一部【証券情報】
第1【募集要項】
1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	31,250,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております

(注) 1. 平成22年11月1日開催の取締役会決議によるものであり、平成22年12月24日開催予定の当社臨時株主総会において、本有価証券届出書による届出の対象たる第三者割当による普通株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）に関する議案の承認、取締役及び監査役の選任、並びに関連する定款変更に関する各議案についての承認が得られることを条件とします。

<後略>

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	31,250,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております

(注) 1. 平成22年11月1日開催の取締役会決議によるものであり、平成22年12月24日開催の当社臨時株主総会において、本有価証券届出書による届出の対象たる第三者割当による普通株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）に関する議案の承認、取締役及び監査役の選任、並びに関連する定款変更に関する各議案についての承認が得られることを条件としておりましたが、同臨時株主総会において、上記各議案についての承認を得ております。

<後略>

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

<中略>

(2) 割当予定先の選定理由

(訂正前)

当社は、平成19年4月から平成22年3月までの中期経営計画に基づき、IT及びデジタル家電、自動車電装品及び関連機器、産業機器及びクリーンエネルギーの3市場で、成長性の高いアプリケーションに経営資源を集中し企業価値の向上に努めてまいりました。しかしながら、SBDの8インチファブに費やした戦略的投資の回収と中華圏をはじめグローバル化に対応した生産・販売体制の再構築が進まず、これに世界同時不況による売上の大幅な減少が重なり、3期連続で多額の当期純損失の計上避けられない状況となりました。

このように当社を取り巻く経営環境が厳しさを増すなか、今後、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を図るため、当社は、平成22年4月26日に、事業再生実務家協会に対して、産活法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の申請を行い、全取引金融機関等から同意をいただき、平成22年6月22日に事業再生ADR手続が成立しました。これに伴い平成22年7月15日、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法により、払込金額を51億981万1,000円とするA種優先株式の発行を行いました。またこれと並行して同日、Ningbo Mingxin Microelectronics Co.,Ltd.（以下「Mingxin」といいます。）を割当先とし、払込金額を2億5千万円とする第三者割当増資を行い、債務超過の解消と財務体質の強化を図りました。

当社は、平成22年8月には事業部制を構築し、ディスクリート事業（当社にて開発・製造したダイオード等の半導体素子製品を取扱い、家電製品や自動車等の市場に販売する事業）を中心に成長に向けた取り組みをスタートさせました。財務体質のより一層の強化を図りながら、パワーデバイス領域の製品ラインナップ及びブランド力を強化し日本の新たな成長分野を担うグローバル企業の一翼として成長戦略を迅速に達成していくためには、企業価値向上及び産業全体の成長についての視点を持ち、かつ産業界の幅広いネットワーク及び経営経験を有するパートナーに、柔軟かつ機動的な資金調達方法である第三者割当増資を実施し、かかるパートナーと共同で経営にあたるのが最善であると考え、今般、日本国政府（財務大臣）が89.12%出資する、官民出資の投資ファンドである株式会社産業革新機構（以下「産業革新機構」といいます。）に対し、第三者割当の方法により普通株式の発行を行うことを決議いたしました。なお、平成22年12月24日開催予定の当社臨時株主総会において、産業革新機構が指名する者を候補者とする取締役及び監査役の選任議案を上程する予定です。

産業革新機構は、産活法に基づき昨年設立され、既存の業種の枠を超えた産業構造の革新を、産業界と広く連携した投資活動等を通じて行うことで、国富を担う次世代産業を創出することを目的としています。低炭素社会に向けて不可欠となる電気エネルギーの効率的な利用を推進するパワーエレクトロニクス領域は、太陽光発電や電気自動車をはじめとするクリーンエネルギー市場向けに需要が高まっている世界的に成長が期待される重要な分野であり、産業革新機構が取り組んでいる重点領域の一つです。

当社が属するパワーデバイス領域は、パワーエレクトロニクスの中でも広範に使われ、事業ダイナミクスや技術的革新性に富み、日本全体として技術的な優位性があります。当社は、国内では数少ないパワーデバイス専門メーカーの一つであり、パワーデバイス領域の基幹製品であるダイオードのうち交流から直流への電力変換に使用されあらゆる電気機器に搭載されるSBDでは世界シェアが第2位（平成20年実績）です。また、平成17年に世界に先駆けて戦略投資を行ったSBDの8インチファブは本有価証券届出書の提出日現在も世界で当社のみが保有するOnly-one技術であり、グローバル化へ対応していく中では、パワーデバイス領域において重要な競争力の源泉となります。

上記のとおり、当社は3期連続での多額の当期純損失を計上し、その結果、事業再生ADR手続を申請し取引金融機関等の支援を得て財務体質の強化と債務超過の解消を図りました。今後の世界的規模でのクリーンエネルギー関連ビジネスの進展は、当社事業の拡大と発展に大きく寄与するものと考えております。

そうした状況下、成長が見込め日本に技術的優位性があるパワーデバイス領域を、日本の新たな成長分野として確立するという長期的な視点を持つ産業革新機構には、かかる当社事業の将来性を深く理解して頂いております。当社においても産業革新機構を割当先とする本第三者割当増資により、当社の事業の拡大と発展及び企業価値向上を図ることができるものと判断しております。但し、本第三者割当増資による当社普通株式(本第三者割当増資の対象となる株式を、以下「本株式」といいます。)の発行は、後記「3 [発行条件に関する事項] (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり、希釈化率が25%を超えるものであることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、株主の意思確認等の手続を行います。また、後記「3 [発行条件に関する事項] (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資の払込金額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前期間における当社株式の市場価格を前提とすれば、割当予定先である産業革新機構に特に有利な金額に該当しないものと判断しておりますが、本第三者割当増資の払込期日は、取締役会決議日から相当の期間が経過した後である平成22年12月28日を予定しており、払込金額が払込期日における当社株式の市場価格から乖離する可能性があることから、念のため、本第三者割当増資について、平成22年12月24日開催予定の当社臨時株主総会において会社法第199条第3項に基づく特別決議による株主様からのご承認をいただく予定であり、当該決議をもって有価証券上場規程第432条第2号に定める株主の意思確認を行います。

当社は今後、産業革新機構に対する本第三者割当増資による調達資金をもとに新規設備投資や研究開発活動を加速させ、特に、当社が世界的規模での強みを有するSBD等の生産能力の増強、市場の成長著しい中華圏での販売・生産体制の強化、及びマーケットの拡大が見込まれるクリーンエネルギー市場向け事業への投資の拡大を通じて、当社事業の拡大及び発展を図り、当社のさらなる企業価値の向上を図ってまいります。上記のとおり、本第三者割当増資により、株式の希釈化が生じますが、本第三者割当増資は、当社の事業の拡大及び発展に必要な不可欠なものであり、当社の業績発展に大きく寄与し、当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものと判断いたしております。

< 後略 >

(訂正後)

当社は、平成19年4月から平成22年3月までの中期経営計画に基づき、IT及びデジタル家電、自動車電装品及び関連機器、産業機器及びクリーンエネルギーの3市場で、成長性の高いアプリケーションに経営資源を集中し企業価値の向上に努めてまいりました。しかしながら、SBDの8インチファブに費やした戦略的投資の回収と中華圏をはじめグローバル化に対応した生産・販売体制の再構築が進まず、これに世界同時不況による売上の大幅な減少が重なり、3期連続で多額の当期純損失の計上が避けられない状況となりました。

このように当社を取り巻く経営環境が厳しさを増すなか、今後、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を図るため、当社は、平成22年4月26日に、事業再生実務家協会に対して、産活法に基づく特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」といいます。)の申請を行い、全取引金融機関等から同意をいただき、平成22年6月22日に事業再生ADR手続が成立しました。これに伴い平成22年7月15日、債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)の手法により、払込金額を51億981万1,000円とするA種優先株式の発行を行いました。またこれと並行して同日、Ningbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd. (以下「Mingxin」といいます。)を割当先とし、払込金額を2億5千万円とする第三者割当増資を行い、債務超過の解消と財務体質の強化を図りました。

当社は、平成22年8月には事業部制を構築し、ディスクリート事業（当社にて開発・製造したダイオード等の半導体素子製品を取扱い、家電製品や自動車等の市場に販売する事業）を中心に成長に向けた取り組みをスタートさせました。財務体質のより一層の強化を図りながら、パワーデバイス領域の製品ラインナップ及びブランド力を強化し日本の新たな成長分野を担うグローバル企業の一翼として成長戦略を迅速に達成していくためには、企業価値向上及び産業全体の成長についての視点を持ち、かつ産業界の幅広いネットワーク及び経営経験を有するパートナーに、柔軟かつ機動的な資金調達方法である第三者割当増資を実施し、かかるパートナーと共同で経営にあたるのが最善であると考え、今般、日本国政府（財務大臣）が89.12%出資する、官民出資の投資ファンドである株式会社産業革新機構（以下「産業革新機構」といいます。）に対し、第三者割当の方法により普通株式の発行を行うことを決議いたしました。なお、平成22年12月24日開催の当社臨時株主総会において、産業革新機構が指名する者を候補者とする取締役及び監査役の選任議案を上程し、承認を得ております。

産業革新機構は、産活法に基づき昨年設立され、既存の業種の枠を超えた産業構造の革新を、産業界と広く連携した投資活動等を通じて行うことで、国富を担う次世代産業を創出することを目的としています。低炭素社会に向けて不可欠となる電気エネルギーの効率的な利用を推進するパワーエレクトロニクス領域は、太陽光発電や電気自動車をはじめとするクリーンエネルギー市場向けに需要が高まっている世界的に成長が期待される重要な分野であり、産業革新機構が取り組んでいる重点領域の一つです。

当社が属するパワーデバイス領域は、パワーエレクトロニクスの中でも広範に使われ、事業ダイナミクスや技術的革新性に富み、日本全体として技術的な優位性があります。当社は、国内では数少ないパワーデバイス専門メーカーの一つであり、パワーデバイス領域の基幹製品であるダイオードのうち交流から直流への電力変換に使用されあらゆる電気機器に搭載されるSBDでは世界シェアが第2位（平成20年実績）です。また、平成17年に世界に先駆けて戦略投資を行ったSBDの8インチファブは本有価証券届出書の提出日現在も世界で当社のみが保有するOnly-one技術であり、グローバル化へ対応していく中では、パワーデバイス領域において重要な競争力の源泉となります。

上記のとおり、当社は3期連続での多額の当期純損失を計上し、その結果、事業再生ADR手続を申請し取引金融機関等の支援を得て財務体質の強化と債務超過の解消を図りました。今後の世界的規模でのクリーンエネルギー関連ビジネスの進展は、当社事業の拡大と発展に大きく寄与するものと考えております。

そうした状況下、成長が見込め日本に技術的優位性があるパワーデバイス領域を、日本の新たな成長分野として確立するという長期的な視点を持つ産業革新機構には、かかる当社事業の将来性を深く理解して頂いております。当社においても産業革新機構を割当先とする本第三者割当増資により、当社の事業の拡大と発展及び企業価値向上を図ることができるものと判断しております。但し、本第三者割当増資による当社普通株式（本第三者割当増資の対象となる株式を、以下「本株式」といいます。）の発行は、後記「3[発行条件に関する事項]（2）発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり、希釈化率が25%を超えるものであることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、株主の意思確認等の手続を行いました。また、後記「3[発行条件に関する事項]（1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資の払込金額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前期間における当社株式の市場価格を前提とすれば、割当予定先である産業革新機構に特に有利な金額に該当しないものと判断しておりますが、本第三者割当増資の払込期日は、取締役会決議日から相当の期間が経過した後である平成22年12月28日を予定しており、払込金額が払込期日における当社株式の市場価格から乖離する可能性があることから、念のため、本第三者割当増資について、平成22年12月24日開催の当社臨時株主総会において会社法第199条第3項に基づく特別決議による株主様からのご承認をいただき、当該決議をもって有価証券上場規程第432条第2号に定める株主の意思確認を行いました。

当社は今後、産業革新機構に対する本第三者割当増資による調達資金をもとに新規設備投資や研究開発活動を加速させ、特に、当社が世界的規模での強みを有するSBD等の生産能力の増強、市場の成長著しい中華圏での販売・生産体制の強化、及びマーケットの拡大が見込まれるクリーンエネルギー市場向け事業への投資の拡大を通じて、当社事業の拡大及び発展を図り、当社のさらなる企業価値の向上を図ってまいります。上記のとおり、本第三者割当増資により、株式の希釈化が生じますが、本第三者割当増資は、当社の事業の拡大及び発展に必要な不可欠なものであり、当社の業績発展に大きく寄与し、当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものと判断いたしております。

<後略>

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

平成22年4月26日の事業再生ADR手続の申請等についての公表後、当社株式の市場価格は大きく変動し、その後も、Mingxin に対する第三者割当増資及び取引金融機関に対するデット・エクイティ・スワップの手法によるA種優先株式の発行についての公表、継続企業の前提に関する注記についての公表等、各種公表を行ったことにより、当社株式の市場価格が不安定となる状況が続いておりましたが、平成22年8月半ば以降は当社株式の市場価格も安定して推移しております。かかる観点から、本第三者割当増資に関する取締役会決議日である平成22年11月1日の直前1ヶ月の終値平均が現在の当社の株式価値を適切に反映しているものと判断し、同終値平均を基準とすることとしました。これに当社の業績動向及び株価推移、今回発行される本株式の数、昨今の株式市場の動向等を踏まえ、産業革新機構との協議・交渉を経て、本第三者割当増資の払込金額を1株につき112円と決定いたしました。このように、本第三者割当増資の払込金額は、取締役会決議日の直前営業日の終値でなく、取締役会決議日の直前1ヶ月の終値平均を基準として決定しておりますが、これは、当社株式の市場における流動性が比較的 低く推移している状況に鑑み、市場における突発的な事象が発生した場合の当社株価への感応度の高さを考慮し、特定の一時 点の終値よりも、むしろ一定期間の終値平均の方が、当社の株式価値を適切に反映するものであると判断したためです。当該 払込金額は、上記取締役会決議日の直前1ヶ月の終値平均である112円と等しい価格になっていることから、合理的な金額で あると考えております。また、同取締役会決議日の直前営業日の終値114円と比較しても、1.8%のディスカウントとなっており、かかる観点からも合理的な金額であると考えております。なお、当該払込金額は、上記取締役会決議日の直前3ヶ月及び 6ヶ月の終値平均116円及び133円に対しては、それぞれ3.4%及び15.8%のディスカウントとなります。

以上の各観点から総合的に検討した結果、当社は、本第三者割当増資の払込金額である112円は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前期間における当社株式の市場価格を前提とすれば、割当予定先である産業革新機構に特に有利な金額に該当しないものと判断しておりますが、本第三者割当増資の払込期日は、取締役会決議日から相当の期間が経過した後である平成22年12月28日を予定しており、払込金額が払込期日における当社株式の市場価格から乖離する可能性があることから、念のため、本第三者割当増資について、平成22年12月24日開催予定の当社臨時株主総会において会社法第199条第3項に基づく特別決議による株主の承認を得ることを予定しています。

当社といたしましては、前記「1 [割当予定先の状況] (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資により事業の拡大及び発展を図ることが、当社の企業価値向上に繋がるものと考えておりますので、上記払込金額にて本第三者割当増資を実施したく存じます。

< 後略 >

(訂正後)

平成22年4月26日の事業再生ADR手続の申請等についての公表後、当社株式の市場価格は大きく変動し、その後も、Mingxinに対する第三者割当増資及び取引金融機関に対するデット・エクイティ・スワップの手法によるA種優先株式の発行についての公表、継続企業の前提に関する注記についての公表等、各種公表を行ったことにより、当社株式の市場価格が不安定となる状況が続いておりましたが、平成22年8月半ば以降は当社株式の市場価格も安定して推移しております。かかる観点から、本第三者割当増資に関する取締役会決議日である平成22年11月1日の直前1ヶ月の終値平均が現在の当社の株式価値を適切に反映しているものと判断し、同終値平均を基準とすることとしました。これに当社の業績動向及び株価推移、今回発行される本株式の数、昨今の株式市場の動向等を踏まえ、産業革新機構との協議・交渉を経て、本第三者割当増資の払込金額を1株につき112円と決定いたしました。このように、本第三者割当増資の払込金額は、取締役会決議日の直前営業日の終値でなく、取締役会決議日の直前1ヶ月の終値平均を基準として決定しておりますが、これは、当社株式の市場における流動性が比較的低く推移している状況に鑑み、市場における突発的な事象が発生した場合の当社株価への感応度の高さを考慮し、特定の一時点の終値よりも、むしろ一定期間の終値平均の方が、当社の株式価値を適切に反映するものであると判断したためです。当該払込金額は、上記取締役会決議日の直前1ヶ月の終値平均である112円と等しい価格になっていることから、合理的な金額であると考えております。また、同取締役会決議日の直前営業日の終値114円と比較しても、1.8%のディスカウントとなっており、かかる観点からも合理的な金額であると考えております。なお、当該払込金額は、上記取締役会決議日の直前3ヶ月及び6ヶ月の終値平均116円及び133円に対しては、それぞれ3.4%及び15.8%のディスカウントとなります。

以上の各観点から総合的に検討した結果、当社は、本第三者割当増資の払込金額である112円は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前期間における当社株式の市場価格を前提とすれば、割当予定先である産業革新機構に特に有利な金額に該当しないものと判断しておりますが、本第三者割当増資の払込期日は、取締役会決議日から相当の期間が経過した後である平成22年12月28日を予定しており、払込金額が払込期日における当社株式の市場価格から乖離する可能性があることから、念のため、本第三者割当増資について、平成22年12月24日開催の当社臨時株主総会において会社法第199条第3項に基づく特別決議による株主の承認を得ております。

当社といたしましては、前記「1[割当予定先の状況](2)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資により事業の拡大及び発展を図ることが、当社の企業価値向上に繋がるものと考えておりますので、上記払込金額にて本第三者割当増資を実施したく存じます。

< 後略 >

6【大規模な第三者割当の必要性】

< 中略 >

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

本第三者割当増資は、前記「4 [大規模な第三者割当に関する事項]」に記載のとおり、大規模な第三者割当に該当するものであります。当社は、前記「3 [発行条件に関する事項] (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本第三者割当増資について、平成22年12月24日開催予定の当社臨時株主総会において会社法第199条第3項に基づく特別決議による株主様のご承認を得ることを予定しており、当該決議をもって、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従った株主の意思確認を併せて行うこととしております。

< 後略 >

(訂正後)

本第三者割当増資は、前記「4 [大規模な第三者割当に関する事項]」に記載のとおり、大規模な第三者割当に該当するものであります。当社は、前記「3 [発行条件に関する事項] (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本第三者割当増資について、平成22年12月24日開催の当社臨時株主総会において会社法第199条第3項に基づく特別決議による株主様のご承認を得ており、当該決議をもって、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従った株主の意思確認を併せて行っております。

< 後略 >

第三部【追完情報】

(訂正前)

1 資本金の増減

第四部[組込情報]の第59期有価証券報告書の提出日（平成22年6月21日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年11月12日）までの間において、以下のとおり資本金の額の増減がありました。

< 中略 >

2 事業等のリスクについて

第四部[組込情報]の第60期第2四半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該第60期第2四半期報告書の提出日（平成22年11月12日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年11月12日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該第60期第2四半期報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年11月12日）現在において判断するものです。

3 臨時報告書の提出について

第四部[組込情報]の第59期有価証券報告書の提出日（平成22年6月21日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年11月12日）までの間に提出した臨時報告書の内容は以下のとおりです。

<後略>

（訂正後）

1 資本金の増減

第四部[組込情報]の第59期有価証券報告書の提出日（平成22年6月21日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年12月24日）までの間において、以下のとおり資本金の額の増減がありました。

<中略>

2 事業等のリスクについて

第四部[組込情報]の第60期第2四半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該第60期第2四半期報告書の提出日（平成22年11月12日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年12月24日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該第60期第2四半期報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年12月24日）現在において判断するものです。

3 臨時報告書の提出について

第四部[組込情報]の第59期有価証券報告書の提出日（平成22年6月21日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年12月24日）までの間に提出した臨時報告書の内容は以下のとおりです。

<中略>

平成22年12月24日提出の臨時報告書

平成22年12月24日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出いたしました。報告内容は以下のとおりです。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年12月24日

(2) 決議事項の内容第1号議案 取締役2名選任の件

取締役として、柴田英利、関根武の2名を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、新居英一の1名を選任する。

第3号議案 定款一部変更の件

取締役の積極的な意思決定・業務執行を可能とするための環境整備を目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨並びに社外取締役として優秀な人材を確保するために社外取締役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨を、会社法第426条第1項及び会社法第427条第1項に基づき、定款変更案第39条(取締役の責任免除)として新設する。

また、監査役の責務である良質な企業統治体制を確立するための環境整備を目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨並びに社外監査役として優秀な人材を確保するために社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨を、会社法第426条第1項及び会社法第427条第1項に基づき、定款変更案第49条(監査役の責任免除)として新設する。

第4号議案 第三者割当による募集株式(普通株式)発行の件

下記に記載の内容で、募集株式を発行する。

(1) 募集株式の種類及び数：普通株式31,250,000株

(2) 募集株式の払込金額：1株につき112円

(3) 払込金額の総額：3,500,000,000円

- (4) 増加する資本金及び資本準備金の額：
資本金1,750,000,000円
資本準備金1,750,000,000円
- (5) 申込期日：平成22年12月27日
払込期日：平成22年12月28日
- (6) 募集方法：第三者割当により、次のとおり割り当てる。
株式会社産業革新機構31,250,000株

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案					
柴田英利	197,411	1,893	0	(注) 1	可決 97.74
関根 武	197,433	1,871	0		可決 97.75
第2号議案				(注) 1	
新居英一	197,357	1,946	0		可決 97.71
第3号議案	197,310	1,993	0	(注) 2	可決 97.69
第4号議案	197,036	2,267	0	(注) 2	可決 97.55

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上